

子育て応援商品券Q & A

Q.1 母子は高崎市在住で、父は単身赴任中で他市町村に住民登録があり、単身赴任先の自治体で児童手当を受給している場合は対象になりますか。

A.1 対象になります。申請が必要です。(下記添付書類…①)

Q.2 配偶者からの暴力により住民登録はそのままで、母子ともに高崎市に避難(別居)している場合は対象になりますか。

A.2 令和2年5月31日以前から高崎市内に居住しており、実際に子供を監護している方が対象になります。申請が必要です。(下記添付書類…①、②、③、④)

Q.3 東日本大震災により住民登録はそのままで、児童と家族で高崎市に避難している場合は対象になりますか。

A.3 令和2年5月31日以前から児童を伴い家族で高崎市内に避難していれば対象となります。申請が必要です。(下記添付書類…①、④)

Q.4 離婚協議中のため4月以降に父から母へ児童手当の受給者変更を行った場合は、母に子育て応援商品券を送付してもらえますか。

A.4 はい。児童手当の受給者変更手続きを5月末までに行っていれば、変更後の児童手当受給者に送付します。

Q.5 児童が高校生の場合は対象になりますか。

A.5 令和2年3月時点で中学校3年生で、児童手当の支給対象児童だった新高校1年生は対象になります。
新高校2、3年生は対象外です。

Q.6 特例給付受給者は対象になりますか。

A.6 国の子育て世帯への臨時特別給付金を基本としているため、特例給付受給者は対象外です。

Q.7 対象者が令和2年5月31日に市外に転出した場合は対象になりますか。

A.7 対象者及び対象児童が転出した場合は対象になりません。
令和2年5月31日に本市に在住していることを条件としています。
対象者のみ転出した場合はQ.1を参照してください。

《添付書類》

①児童手当受給確認書類（特例給付受給者でないことがわかるもの）

受給者名、受給月及び受給金額が分かる児童手当の支払通知書や受給証明書、または、子育て世帯への臨時特別給付金の支給決定通知 などの写し

②母子（父子）の保険証等

配偶者と別の世帯に属している国民健康保険の保険証、配偶者の被扶養者となっていない社会保険の保険証、生活保護の受給証明書 などの写し

③配偶者からの暴力により避難していることが確認できる書類

裁判所の保護命令、婦人相談所等による証明証、住民基本台帳の閲覧等の制限の支援措置の対象となっている など

④母子（父子）が高崎市内に居住していることが確認できる書類

アパートの賃貸借契約書、児童の在学証明証 などの写し